鎌倉市介護従事者資格取得補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、介護未経験者を含む多様な人材の参入促進、市内で介護職に従事する者の処遇改善、安定かつ継続したキャリアを形成するための資格取得又は研修受講費等の補助により、介護人材の定着と専門性の向上による質の高い介護保険サービスの安定供給を確保することを目的とし、補助金を予算の範囲内で交付することについて必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　介護事業所　介護保険法（平成９年法律第123号）第８条及び第８条の２に規定するサービスを行う事業所

⑵　生活援助従事者研修　都道府県又は都道府県知事の指定した者を実施主体とする介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第22条の23第１項に規定する生活援助従事者研修

⑶　認知症介護基礎研修　「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年３月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）に規定する認知症介護基礎研修

⑷　介護職員初任者研修　都道府県又は都道府県知事の指定した者を実施主体とする省令第22条の23第１項に規定する介護職員初任者研修

⑸　介護福祉士実務者研修　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第２条第２項に規定する介護福祉士の資格の取得に係る試験の受験資格の要件として修了が課せられた研修

⑹　介護福祉士　社会福祉士及び介護福祉士法第40条に規定する介護福祉士国家試験を受験し、合格した者で、社会福祉士及び介護福祉士法第42条第２項の規定による介護福祉士登録証の交付を受けた者

⑺　介護支援専門員実務研修受講試験　省令第113条の３に規定する介護支援専門員実務研修受講試験

⑻　資格取得日　第２号から第５号までに掲げる研修を修了した者については研修終了の日、第６号に該当する者については介護福祉士登録証の交付を受けた日、第７号に掲げる試験に合格した者についてはその合格の日

⑼　研修等　第２号から第５号までに掲げる研修並びに第６号及び第７号に掲げる試験

⑽　受講料等　第２号から第５号までに掲げる研修の受講料（教材費及び実習費を含む。）、第６号に掲げる試験の受験手数料及び登録証の交付を受けるために必要な登録手数料、並びに第７号に掲げる試験の受験手数料及び試験問題作成事務手数料

⑾　暴力団　その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある鎌倉市暴力団排除条例（平成23年条例第11号）第２条第２号に規定する団体

⑿　暴力団員　鎌倉市暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団の構成員

⒀　暴力団員等　鎌倉市暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

（補助の対象となる費用）

第３条　補助の対象となる費用は、前条第10号に規定する受講料等とし、補助の対象となる者が現に負担した額、または３万円のいずれか低い額とする。

（補助の対象となる者）

第４条　この補助金を申請しようとする者（以下、「申請者」という。）は、鎌倉市内の介護事業所に勤務し、かつ当該介護事業所を運営する法人等に直接雇用されている者で、次の各号のいずれかの要件を満たす者である。

⑴　資格取得日時点で当該介護事業所に勤務していた者については、その日から６か月以上、当該介護事業所に継続して勤務していること。

⑵　資格取得日時点で鎌倉市内の介護事業所に勤務していなかった者については、資格取得日から１年以内に鎌倉市内の介護事業所に就労し、継続して６か月以上勤務していること。

２　前項の要件を満たす場合においても、次の各号のいずれかに該当する者は、本補助金の交付対象としない。

⑴　暴力団員等に該当する者

⑵　暴力団又は暴力団員等の統制下にある者

⑶　暴力団員等に該当する者が役員に含まれる法人又は暴力団員等がその事業活動に支配的な影響力を有する法人に所属する者

⑷　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑸　鎌倉市の市税を滞納している者

⑹　本補助金のほかに、当該研修の費用について、国、県、他の地方公共団体、公益団体等から同種の補助金等（就労している勤務先からこの要綱の補助金の対象となる経費について一部補助を受けている場合を除く。）を受け、若しくは申請を行った者

（交付の申請）

第５条　申請者は、鎌倉市介護従事者資格取得補助金交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

⑴　受講料等として現に負担した額にかかる領収証の写し

⑵　第２条第２号から第５号までに掲げる研修を修了した者においては当該研修の実施者が発行した研修修了証明書の写し、第２条第６号に該当する者においては介護福祉士国家試験合格証書及び介護福祉士登録証、第２条第７号の試験に合格した者においては介護支援専門員実務研修受講試験実施本部が発行する合否通知

⑶　就業先の介護事業所が発行する鎌倉市介護従事者資格取得補助金就業証明書（第２号様式）

⑷　その他市長が必要と認める書類

２　前項に定める手続きは、第４条の規定により補助の対象となった日の属する会計年度末日（その日が土曜日若しくは日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、これらの日以外の当該期日前における直近の日）までに行わなければならない。

３　市長は、前２項に規定する申請を到達した先着の順で受け付け、受理した申請に係る本補助金の交付額の合計が予算の上限に達した場合は当該会計年度の受付を終了する。

（交付の決定及び通知、標準処理期間）

第６条　市長は、前条の規定による申請がその事務所に到達したときは、遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならず、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行った上で、その交付すべき補助金の額を確定して申請者に鎌倉市介護従事者資格取得補助金交付（不交付）決定通知書（第３号様式）により書面で通知する。補助金の交付を拒否する処分をする場合は、第３号様式による書面に当該処分の理由を付した上で通知しなければならない。

２　前条の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

３　市長は、第１項の通知に際して必要な指示又は条件を付することができる。

（申請の取り下げ）

第７条　申請者は、前条第１項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知が到達した日から10日以内に、鎌倉市介護従事者資格取得補助金申請取り下げ書（第４号様式）により書面で申請の取下げをすることができる。

２　前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（決定の取り消し）

第８条　市長は、第６条第１項に定める交付を決定した後においても、申請者が第４条に定める要件を満たさないことが明らかになったとき、若しくは、その他要件を満たさないことが明らかになったときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

２　前項の規定による取り消しをしたときは、速やかに補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消した旨を、当該処分の理由を付した上、鎌倉市介護従事者資格取得補助金決定取り消し通知書（第５号様式）により書面で通知する。

（補助金の請求）

第９条　第６条第１項の規定による通知を受領した申請者が補助金の交付を受けようとするときは、鎌倉市介護従事者資格取得補助金請求書（第６号様式）を市長に提出して請求しなければならない。

（補助金の交付）

第10条　この補助金は、前条の規定による請求を受けた後、速やかに交付する。

（補助金の返還）

第11条　市長は、第８条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その一部又は全部を返還させなければならない。

２　第６条第１項の規定は、前項の規定による返還を決定した場合について準用し、申請者に鎌倉市介護従事者資格取得補助金返還通知書（第７号様式）により書面で通知する。

（利息相当額の算定）

第12条　申請者は、前条の場合において、返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間についてはその納付金額を控除した額。）に民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率の割合で計算した利息相当額を市に納付しなければならない。

２　前項の規定により利息相当額を納付しなければならない場合において、申請者の納付した金額が返還すべき補助金の額に達するまでは、その利息相当額は、まず当該返還すべき補助金の額に充てられたものとする。

（書類の保管）

第13条　この補助金の交付を受けた者は、申請に係る書類を第６条第１項の規定による通知を受領した日の属する会計年度の翌年度から５年間保管しておかなければならない。

（その他の事項）

第14条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

この要綱は、平成30年（2018年）５月14日から施行する。

付　則

この要綱は、平成31年（2019年）１月25日から施行する。

付　則

この要綱は、令和２年（2020年）３月31日から施行する。

付　則

この要綱は、令和３年（2021年）４月１日から施行する。

付　則

１　この要綱は、交付の日から施行する。

２　この要綱の規定により改正される様式に係る用紙でこの要綱施行の際現に作成されているものは、当分の間、所要の補正を加えて使用することができる。

３　前項に定めるほか、この要綱の施行に関し必要な経過措置については、市長が別に定めることができる。

第１号様式

（第５条関係）

年　　月　　日

**鎌倉市介護従事者資格取得補助金交付申請書**

鎌倉市長　宛

鎌倉市介護従事者資格取得補助金を受けたいので、鎌倉市介護従事者資格取得補助金交付要綱第５条の規定により、下記のとおり申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | ふりがな |  |
| 氏　　名 | **印**  |
| 住　　所 | 〒　　　－TEL　　　　　（　　　　　） |
| 勤務先 | 名称 |  |
| 住所 | 〒　　　－TEL　　　　　（　　　　　） |
| 採用年月日 | 年　　　　　月　　　　　日 |
| 研修を修了した者 | 受講研修種別 | □　**生活援助従事者**研修□　**認知症介護基礎**研修□　介護職員**初任者**研修□　介護福祉士**実務者**研修 | 養成機関名 |  |
| 研修期間 | 年月日～年月日 | 研修修了年月日 | 年月日 |
| 費用負担額 | 円  | 補助金申請額（上限30,000円） |  円  |
| 試験に合格した者 | 試験種別 | □　**介護福祉士**国家試験□　**介護支援専門員**実務研修受講試験 |
| 合格年度 | 年度 | 登録年月日（**のみ**記載） | 年月日 |
| 費用負担額 | 円  | 補助金申請額（上限30,000円） |  円  |

**☞必要な書類は添付されていますか？**

□⑴　受講料等の**領収証**の写し

□⑵　**研修を修了した者**→**研修修了証明書**の写し

**介護福祉士**→介護福祉士国家試験**合格証書**及び介護福祉士**登録証**の写し

**介護支援専門員実務研修受講試験**→**合否通知**の写し

□⑶　勤務先が発行した**鎌倉市介護従事者資格取得補助金就業証明書**（第２号様式）

**（裏面もご記入ください）**

鎌倉市介護従事者資格取得補助金に関する同意書兼誓約書

私は、鎌倉市介護従事者資格取得補助金を申請するにあたり、鎌倉市介護従事者資格取得補助金交付要綱の規定を理解した上で申し込みます。 また、次のとおり誓約し、同意します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 私は、鎌倉市介護従事者資格取得補助金の交付事務において、鎌倉市職員が住民基本台帳の情報を利用して申請者である私の氏名、住所を確認することに同意します。 | □　はい□　いいえ |
| ２ | 私は、鎌倉市に収める市税に滞納がないことを誓約します。また、右宣誓内容について、鎌倉市が必要と認める場合には、私の市税納付状況について照会が行われることに同意します。 | □　はい□　いいえ |
| 3 | 私は、自己が暴力団排除に関する鎌倉市介護従事者資格取得補助金交付要綱第４条第２項（下記**【参考】**参照）の各号には該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、右宣誓内容について、鎌倉市が必要と認める場合には、鎌倉警察署又は大船警察署に宣誓内容について照会が行われることに同意します。 | □　はい□　いいえ |
| ４ | 私は、本補助金のほかに、当該研修等の費用について、国、県、又は市の補助は受けておらず、また、申請も行っていません。 | □　はい□　いいえ |

これらの誓約が虚偽である場合、又はこの誓約に反した場合には、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

**【参考】**

（補助の対象となる者）

第４条　この補助金を申請しようとする者（以下、「申請者」という。）は、鎌倉市内の介護事業所に勤務し、かつ当該介護事業所を運営する法人等に直接雇用されている者で、次の各号のいずれかの要件を満たす者である。

⑴　資格取得日時点で当該介護事業所に勤務していた者については、その日から６か月以上、当該介護事業所に継続して勤務していること。

⑵　資格取得日時点で鎌倉市内の介護事業所に勤務していなかった者については、資格取得日から１年以内に鎌倉市内の介護事業所に就労し、継続して６か月以上勤務していること。

２　前項の要件を満たす場合においても、次の各号のいずれかに該当する者は、本補助金の交付対象としない。

⑴　暴力団員等に該当する者

⑵　暴力団又は暴力団員等の統制下にある者

⑶　暴力団員等に該当する者が役員に含まれる法人又は暴力団員等がその事業活動に支配的な影響力を有する法人に所属する者

⑷　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑸　鎌倉市の市税を滞納している者

⑹　本補助金のほかに、当該研修の費用について、国、県、他の地方公共団体、公益団体等から同種の補助金等（就労している勤務先からこの要綱の補助金の対象となる経費について一部補助を受けている場合を除く。）を受け、若しくは申請を行った者

第２号様式

（第５条関係）

**鎌倉市介護従事者資格取得補助金就業証明書**

|  |
| --- |
| 年　　月　　日（宛先）鎌倉市長所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（雇用者）法人名代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　印　　　　　下記の者について　　　　　年　　月　　日現在、次のとおり当社（介護保険施設・事業所）において就業していることを証明します。 |
| 被雇用者 | 住　所 |  |
| 氏　名 |  |
| 就業先施設又は事業所 | 所在地 | 神奈川県鎌倉市 |
| 名　称 |  |
| 就業期間 | 年　　月　　日　　～　　　　　現在 |

第３号様式

（第６条関係）

鎌　第　　　号

年　　月　　日

（申請者住所）

（申請者氏名）　　　　　　　　　　様

鎌倉市長　　　　　　　　　印

**鎌倉市介護従事者資格取得補助金交付（不交付）決定通知書**

年　月　日付鎌　　第　　　号で申請を受けました、鎌倉市介護従事者資格取得補助金については、鎌倉市介護従事者資格取得補助金交付要綱第６条の規定により、下記のとおり決定し、交付する額が確定したので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| * 交付します
 | * 交付しません
 |
|  |  |
| 補助金交付決定額 | 　　　　　　　　円 |
| 対象となる研修等 | □　生活援助従事者研修□　認知症介護基礎研修□　介護職員初任者研修□　介護福祉士実務者研修□　介護福祉士国家試験受験手数料及び登録に要する費用□　介護支援専門員実務研修受講試験受験手数料及び試験問題作成事務手数料 |
| 条　　　件 |  |
| 交付しない場合はその理由 |  |
| 備　　　考 |  |

第４号様式

（第７条関係）

**鎌倉市介護従事者資格取得補助金申請取り下げ書**

|  |
| --- |
| 年　　月　　日（宛先）鎌倉市長申請者住所申請者氏名　　　　　　　　　　　年　　月　　日付鎌　　第　　号にて交付決定を受けた鎌倉市介護従事者資格取得補助金については、下記の事項に不服があるので取り下げます。  |
| 補助金交付決定額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 不服のある交付決定内容又は交付決定に付された条件 |  |
| 不服の理由 |  |

※　申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定ははじめからなかったものとして扱われます。

第５号様式

（第８条関係）

**鎌倉市介護従事者資格取得補助金決定取り消し通知書**

|  |
| --- |
| 年　　月　　日（申請者住所）（申請者氏名）　　　　　　　　　　様鎌倉市長　　　　　　　　　印　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日付鎌　　第　　号にて交付を決定した鎌倉市介護従事者資格取得補助金について、鎌倉市介護従事者資格取得補助金交付要綱第８条の規定により、下記のとおり取り消したので通知します。 |
| 取消しの内容（交付決定の内容） |  |
| 取消しの理由 |  |

第６号様式

（第９条関係）

**鎌倉市介護従事者資格取得補助金請求書**

|  |
| --- |
|  |
|  | 金　額 | 　　十￥ | 　　万 | 　　千 | 　　百 | 　　十 | 　　円 |  |
|  |
|  | 品　　　　 名 | 金　　額 | 備　　　　　　　考 |  |
| 鎌倉市介護従事者資格取得補助金 | 　  円 |  |
|  上記の金額を請求します。　なお、請求金額は、口座振替の方法により下記の口座に振込んでください。　　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印（自署の場合は押印不要です）（宛先）　鎌倉市長 |

|  |  |
| --- | --- |
| 銀行名 | 口座名義（カタカナで記入してください） |
| 支店名 | □　当座□　普通 | 口座番号 | 備　考 |

第７号様式

（第11条関係）

鎌　　第　　　号

年　　月　　日

（申請者住所）

（申請者氏名）　　　　　　　　　　様

鎌倉市長　　　　　　　　　印

**鎌倉市介護従事者資格取得補助金返還通知書**

年　　月　　日付鎌　　第　　号で交付決定・確定通知した鎌倉市介護従事者資格取得補助金について、鎌倉市介護従事者資格取得補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり返還するよう通知します。

記

１．補助金返還額　　　　　　　　　　　　円

２．交付済補助金額　　　　　　　　　　　　円

３．返還期限　　　　　　　　　年　　　月　　　日

４．返還理由

５．返還方法　　別紙納入通知書により、鎌倉市役所本庁舎又は鎌倉市指定金融機関で納付してください。

６．その他　　補助金の返還を命ぜられ、これを返還期限までに納付しなかったときは、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の返還額に利息相当額を加算した金額を納付することになりますので、速やかに返還してください。